

温泉利用指導者・温泉入浴指導員について

(平成19年3月1日現在)

温泉利用指導者 (配置施設:温泉利用型健康増進施設)

役割

- 温泉利用者が温泉の持つ保健的機能を応用した健康増進、疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実践できるよう指導
- 医師の指示に基づき温泉療養を行う利用者に適切な援助等を行う

受講資格

- 保健師、管理栄養士
- 4年制体育大学等卒業者
- 看護師等で4年制大卒者等
- 体育系短大卒業者で2年以上温泉利用指導に従事
- 5年以上温泉利用指導従事
- 健康運動指導士 外

講習内容

- 時間 40単位60時間(11日間)
- 内容 健康づくり施策概説、保養地衛生学の基礎、予防医学・リハビリテーション医学概論、温泉医学総論、入浴プログラム作成実習、温熱療法保養食の基礎、体力測定法、運動処方、救急法、心肺蘇生法 外

講習修了者数 : 355人

温泉入浴指導員 (配置施設:温泉利用プログラム型健康増進施設)

役割

- 温泉利用プログラムの安全かつ適切な実践指導を行う
- 生活指導、安全管理、救急処置を行う

受講資格

- 特に設けておらず旅館経営者等、受講希望者を幅広く受け入れ

講習内容

- 時間 8単位12時間(2日間)
- 科目 健康増進医学の基礎、温泉医学総論、リハビリと温泉、入浴プログラム指導実習、救急法 外

講習修了者数 : 2,916人

新しい「健康運動指導士」 5つのポイント

(財)健康・体力づくり事業財団では、平成17年7月、有識者や体育系大学、フィットネス産業界等の関係者による検討会を設置して健康運動指導士養成事業の充実強化策について検討を行い、平成18年6月、検討委員会報告書を発表した。

その中で、今後、健康運動指導士が、「ハイリスク者も対象とした安全で効果的な運動指導を行える専門家を目指す上で、まず取得すべき標準的な資格」として認められるよう、養成カリキュラムの拡充、養成校制度の創設などの具体的な提言が示され、以下とおり、平成19年度から、質の高い健康づくりのための運動指導者の養成と確保に向けた充実強化策が実施されることとなった。

POINT ① 養成カリキュラムの充実強化

～生活習慣病予防・介護予防を充実・強化し、さらに健康づくりの現場実習を導入～

- 健康運動指導士の養成講習会の単位数を、現行96単位(144時間)から120単位(180時間)に拡充。
※医学的基礎知識の強化、行動変容技法、健診結果に基づく運動指導など
- 養成校で資格を取得しようとする学生には、フィットネス産業等の現場施設での実習(概ね7日間)を義務化。
- 資格更新時講習に実習を導入。



POINT ② 養成校制度の創設 ～4年制体育系大学から多くの指導士が誕生～

- 4年制体育系大学等を、健康運動指導士の養成校に認定。
- 養成校で必要単位を修了した学生は、講習を免除。
(試験に合格して卒業すれば資格を取得)



POINT ③ 保健師・管理栄養士等には講習会の一部科目を免除

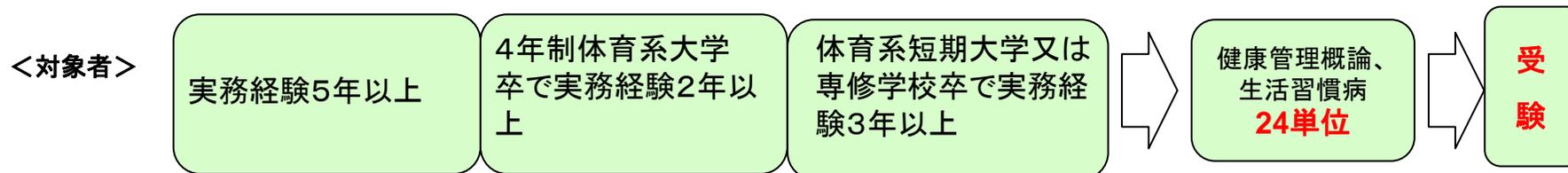
～資格保持者等には大幅に科目を免除～

○保健師、管理栄養士、4年制体育系大学の卒業生、健康運動実践指導者については、講習科目を大幅に免除。



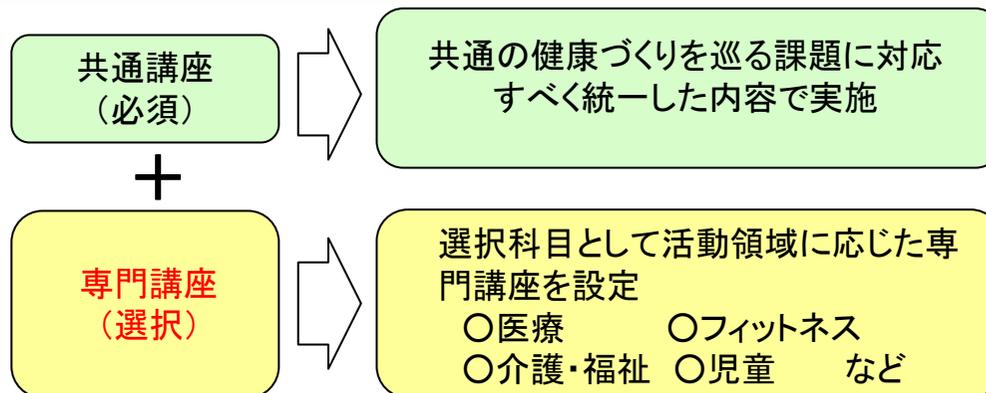
POINT ④ 実務経験者の資格取得を促進 ～現在活躍中の方にも門戸を開放～

○5年以上、健康づくりのための運動の指導経験を有する方などに受験資格を付与。(5年間(H19～H23)の限定措置。ただし、講習会の一部科目の受講が必要。)



POINT ⑤ 登録更新時講習を充実～生涯教育を通じた健康運動指導士のレベルアップ～

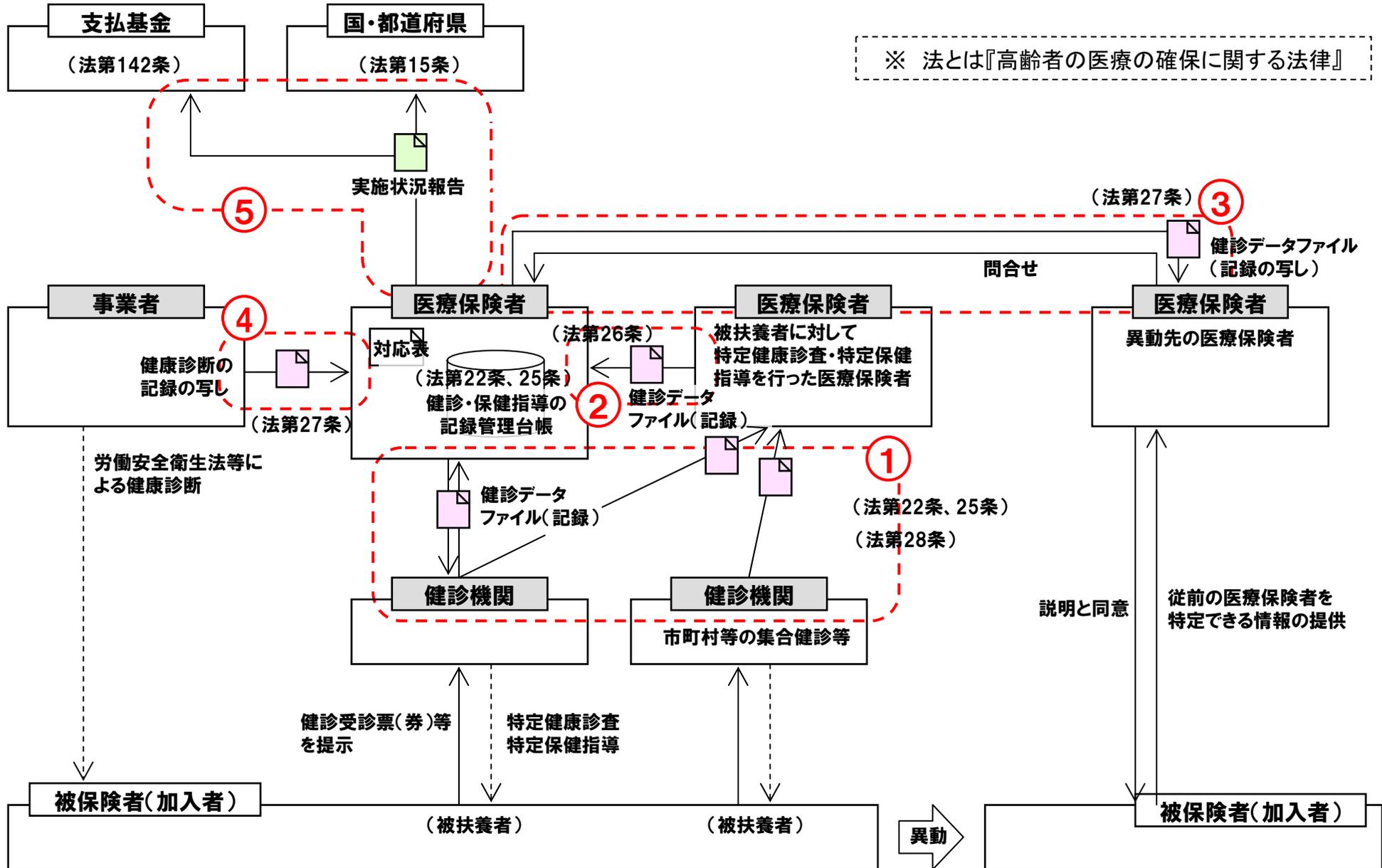
○資格更新時講習を強化し、
①指導士に共通の課題に対応するための「共通講座」
②活動領域別の専門性を習得するための「専門講座」
の2本立てに改組。



医療保険者に健診・保健指導を義務化

- 40歳～74歳の被保険者・被扶養者が対象
 - － 40歳未満、75歳以上は努力義務（75歳以上は後期高齢者医療制度で対応）
 - － 対象者を明確に把握できる
 - － 健診未受診者を把握し、発症予防ができる
- 健診・保健指導のデータ管理
 - － レセプトと突合することにより医療費との関係进行分析できる
 - － 治療中断者、治療未受診者を把握し、重症化防止ができる
- 特定健康診査等実施計画の策定
 - － 健診実施率、保健指導実施率、メタボリック・シンドローム該当者・予備群の減少率を明記
 - － 後期高齢者医療制度への支援金の加算・減算に反映

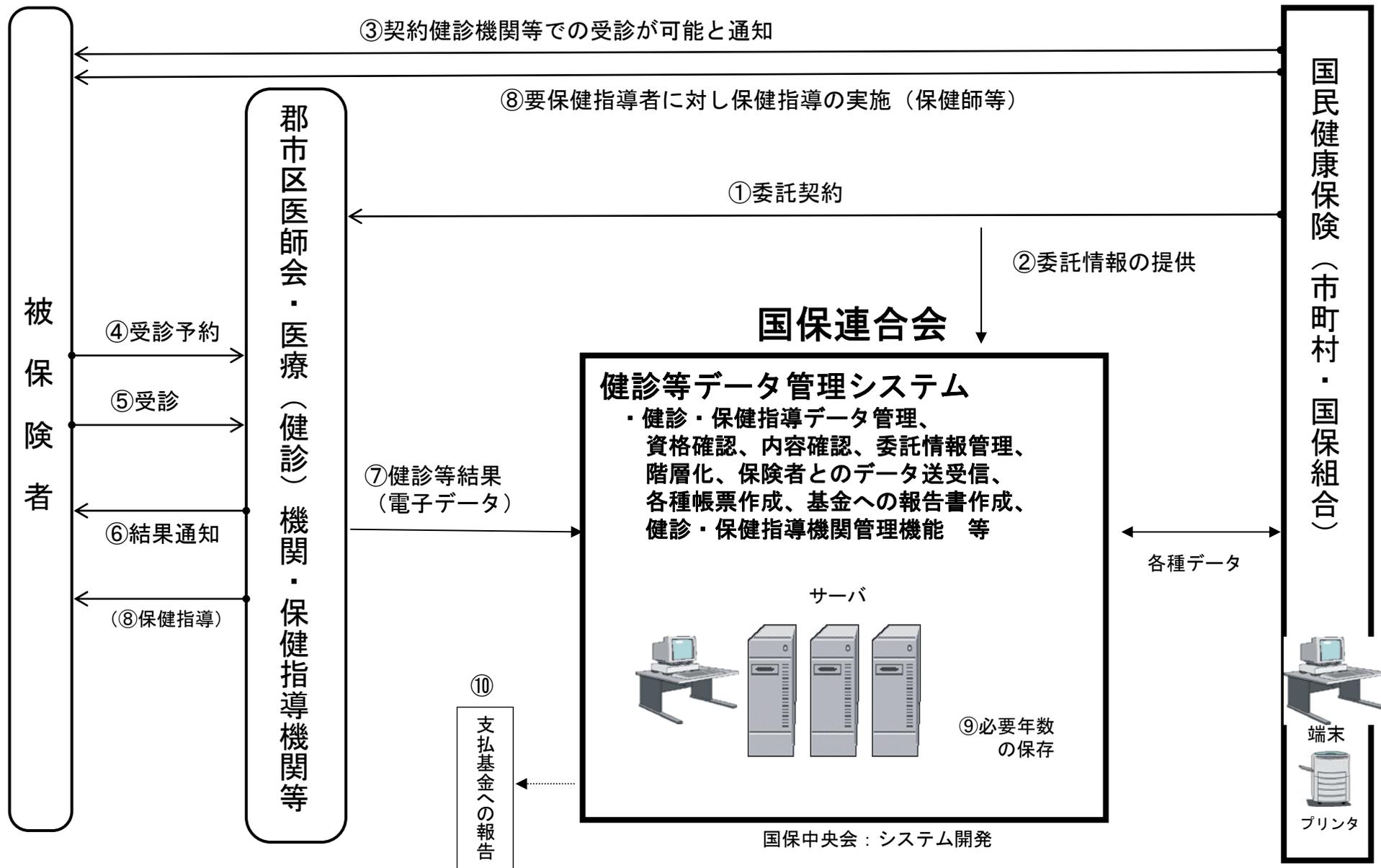
健診データの流れ



特定健診・保健指導データ管理システム概念図（案）

（参考）

＜国民健康保険における健診等の流れ図（案）＞



個人情報保護

- 高齢者医療法では守秘義務と罰則を課しています。
 - 法30条(守秘義務)、167条(罰則)
 - 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 厚生労働省では、健康保険組合等の医療保険者がレセプト等の個人情報の適切な取扱のためのガイドラインを設けています。
 - <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161227kenpo.pdf>
 - <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170331kenpoqa.pdf>
 - <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170401kokuho.pdf>

保険者による健診・保健指導の実施(平成20年度施行)

医療保険者に特定健診の実施を義務付け

対象者: 40~74歳の医療保険加入者 約5,600万人

一定の基準に該当する者

対象者: 約34%

・メタボリックシンドロームの該当者・予備群 1,960万人 等

医療保険者に特定保健指導の実施を義務付け

生活習慣病のリスク要因の減少

生活習慣病に起因する医療費の伸びの減少

医療保険者による後期高齢者医療支援金の加算・減算

平成25年度より、後期高齢者医療支援金について、以下の項目の目標達成状況をもとに加算・減算

○項目

- ・特定健診の受診率(又は結果把握率)
- ・特定保健指導の実施率(又は結果把握率)
- ・目標設定時と比べた内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率